

「東京国際空港再拡張事業に係る環境監視委員会」設置要領

国関整空整第20号

東空整第83号 平成18年 9月14日

最終改正 国関整空整第1号

東空整第2号 平成27年 4月 1日

関東地方整備局副局長 下司 弘之

東京航空局長 加藤 敏

(趣 旨)

- 第1条 本要領は、国土交通省関東地方整備局及び東京航空局が「東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価書」に基づき、新設滑走路及び飛行場施設の存在・供用時において実施する環境監視について、学識経験者及び行政関係者に意見を頂くことを目的として設置する東京国際空港再拡張事業に係る環境監視委員会（以下、「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

(任 務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見をまとめるものとする。
- ア 事業の供用に応じた調査方法、調査地点、調査頻度、調査期間等の環境監視内容を具体的に定めた環境監視計画の策定。
 - イ 事業の供用に伴う影響の評価及び必要な対策。
 - ウ その他、環境監視の実施に必要な事項。

(組 織)

- 第3条 委員会は、別紙に掲げる学識経験者及び行政関係者をもって構成する。
- 2 委員長は、委員の互選によって選任し、委員会を統括する。
 - 3 委員長は、必要に応じて学識経験者等の出席を求めることができる。
 - 4 委員会は、必要に応じてWGを設置することができる。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の承諾日から、原則として新設滑走路及び飛行場施設の環境監視（存在・供用時）に関する調査、検討が終了するまでとする。

(会議の開催)

- 第5条 委員会は、事務局の要請を受け、委員長が招集する。
- 2 委員長が職務を遂行できない場合には、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、関東地方整備局港湾空港部空港整備課及び東京航空局
空港部空港企画調整課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委
員会に諮って定めるものとする。

附 則 本要領は、平成18年9月14日より施行する。

附 則 本要領は、平成22年10月21日より施行する。

附 則 本要領は、平成25年11月5日より施行する。

附 則 本要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則 本要領は、平成26年6月10日より施行する。

附 則 本要領は、平成27年2月9日より施行する。

附 則 本要領は、平成27年4月1日より施行する。

【別 紙】

(順不同・敬称略)

(学識経験者)

委員長 清水誠 東京大学 名誉教授
委員 小倉紀雄 東京農工大学 名誉教授
委員 古川恵太 (財)笹川平和財団 海洋研究調査部 部長
委員 猿田勝美 神奈川大学 名誉教授
委員 伊藤士郎 (財)電波技術協会 技術顧問
委員 岡田知也 国土技術政策総合研究所 沿岸海洋・防災研究部 海洋環境研究室長
委員 山田一郎 空港環境整備協会 航空環境研究センター 所長
委員 横田考俊 (財)小林理学研究所 研究員

(行政関係者)

関係者 東京都 環境局 都市地球環境部 アセスメント担当課長
関係者 神奈川県 環境農政局 環境部 環境計画課 環境影響審査担当課長
関係者 千葉県 環境生活部 環境政策課長

(事務局)

関東地方整備局 港湾空港部 空港整備課
東京航空局 空港部 空港企画調整課